

静岡手形交換所規則集

平成25年7月1日

一般財団法人 静岡県銀行協会

静岡手形交換所

(統一手形交換所番号 2201)

郵便番号 420-0021
住 所 静岡市葵区茶町2丁目8番1
電 話 <054>252-0148 (代)
F A X <054>255-4749

沿

革

- 明治34年 5月 静岡市銀行同盟会を組織。
- 大正 8年 3月 静岡手形交換所を設立、静岡手形交換所規約を制定し、手形交換を開始。
- 大正12年12月 財団法人 静岡銀行集会所設立。
- 大正14年10月 静岡手形交換所法務大臣の認可を受ける。
- 昭和20年 7月 手形交換業務を日本銀行静岡支店に移管。
- 昭和20年12月 財団法人 静岡銀行協会設立。
- 昭和21年 1月 手形交換業務を日本銀行静岡支店より移管。
- 昭和34年 2月 静岡市追手町に会館（旧館）新築、移転。
- 昭和52年 1月 中町再開発のため、旧館より梅屋町仮事務所に移転。
- 昭和53年 1月 現会館新築、移転。
- 昭和56年 7月 焼津手形交換所、藤枝手形交換所、島田手形交換所を統合。
- 昭和59年 4月 静岡手形交換所規則を全面改定。
- 昭和62年11月 法人取引停止処分者照会センター設置。
- 平成元年 5月 榛原吉田・相良・御前崎及び金谷の 4未指定手形交換所を統合、川根 3町も含めた榛原郡下一円に交換地域を拡大。
- 平成10年 3月16日 浜松・沼津・清水・富士の 4法定手形交換所および掛川未指定手形交換所を統合。伊豆地区未指定手形交換所（熱海、伊東東伊豆、下田、松崎）参加銀行には「双方交換」参加を可能とした。また、手形交換所不存在10町村（菊川町、小笠町、浜岡町、大東町、大須賀町、佐久間町、春野町、水窪町、土肥町、戸田村）にも手形交換地域を拡大。実質的に静岡県内全域とする。
- 平成12年 3月31日 熱海・伊東手形交換所廃止。
- 平成14年 9月 6日 松崎手形交換所廃止。
- 平成14年10月11日 下田・東伊豆手形交換所廃止により県内完全一本化。

平成16年 4月 1日 静岡県銀行協会へ統合。

平成19年 9月14日 現会館 耐震補強・改修実施。

平成24年 4月 1日 公益法人制度改革に伴い、財団法人静岡県銀行協会から
一般財団法人静岡県銀行協会に移行。

規則・細則・関連規定改定事項、主要事項

年 月 日	関連事項・通達	内 容
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		

総 目 次

	頁
I . 静岡手形交換所規則 静岡手形交換所規則施行細則	2
II . 予備交換規定	61
III . 文書交換規定	67
IV . 静岡手形交換所規則関係様式	73
V . 静岡手形交換所規則付帯決議事項等	129
VI . 個人情報保護法に係る不渡情報の保護と利用に関する取扱事務	137
VII . 手形交換事務に関する注意事項	148
VIII . 静岡手形交換所参加銀行の臨時休業等における手形交換事務等の 取扱い手続（抜粋）	178
IX . 預金保険法に定める営業譲渡等に係る手形交換手続等の取扱手続	188
X . 民事再生手続開始の申立てを行った被管理金融機関が手形交換制度 に引続き参加する場合の手形交換事務の取扱い	198
XI . 参考資料	
1. 交換参加銀行の合併に伴う手形交換事務の取扱い	208
2. 交換参加銀行の営業譲渡・廃止に伴う手形交換事務の取扱い	
① 同一手形交換所における営業譲渡	210
② 手形交換所をまたがる営業譲渡	212
③ 店舗を廃止する銀行が手形交換所から脱退しない場合	213
④ 店舗を廃止する銀行が手形交換所から脱退する場合	215

I . 静岡手形交換所規則
同 規則施行細則

		目 次	頁
第 1 章 総 則			
第 1 条	目 的	9
細則第 1 条	目 的	9
第 2 条	交換所の事業	9
第 3 条	参加銀行	9
第 4 条	参加銀行の協力	9
 第 2 章 参加銀行			
第 1 節 参加および脱退			
第 5 条	会員銀行の参加脱退	10
細則第 2 条	会員銀行の参加脱退	10
細則第 2 条の 2	委託会員銀行の参加手続等	10
第 6 条	準会員銀行の参加	11
第 7 条	準会員銀行の脱退	11
第 8 条	準会員銀行の地位の承継	11
第 9 条	準会員銀行の除名	12
細則第 3 条	準会員銀行の参加申込基準	12
細則第 4 条	準会員銀行名簿への登録	12
細則第 5 条	準会員銀行名簿の変更	12
細則第 6 条	準会員銀行名簿の抹消	12
細則第 7 条	準会員銀行の地位承継の届出	12
第 10 条	客員の参加	12
第 11 条	代理交換委託金融機関の参加	12
第 12 条	代理交換委託金融機関の脱退	13
第 13 条	代理交換委託金融機関の地位の承継	13
第 14 条	代理交換受託銀行の変更	13
第 15 条	代理交換委託金融機関の除名	13
細則第 8 条	代理交換委託金融機関の参加申込基準	13
細則第 9 条	代理交換委託金融機関名簿への登録	13
細則第 10 条	代理交換委託金融機関の準用規定	13
細則第 11 条	代理交換受託銀行の変更	13

第2節 加入金および経費分担金

第 16 条	加入金の納付	14
第 17 条	加入金等の返還請求	14
細則第12条	加入金の計算基準	14
細則第13条	加入金の納付時期	14
第 18 条	会員銀行の経費負担	14
第 19 条	経費分担金の納付等	14
細則第14条	経費分担金の計算基準	14
細則第15条	経費分担金の納付時期	15

第3節 保証金

第 20 条	保証金の差入	15
第 21 条	保証金の管理・処分	15
細則第16条	保証金の差入基準	15

第3章 手形交換

第1節 総 則

第 22 条	交換証券	16
細則第17条	手形、小切手等の用紙の規格の統一	16
細則第18条	手形整理番号の表示	21
細則第19条	入金証明	22
細則第20条	外貨表示小切手への邦貨換算額の表示	23
細則第21条	外国為替関係領収証等の支払銀行名、 交換請求金額の明示	23
細則第22条	不渡手形の再交換禁止	23
第 23 条	交換参加店	23
細則第23条	交換参加店の届出	23
第 24 条	交換母店、不渡受入母店	24
細則第24条	交換母店、不渡受入母店の届出	24
第 25 条	交換印	24
細則第25条	交換印の規格、様式等	24
細則第26条	交換印の届出等	25
細則第27条	持出銀行名および持出店名の表示	25
第 26 条	交換方	25
細則第28条	交換方の届出および交換室入室記章	25

第 27 条	交換室への出席	26
第 28 条	交換持出手形の記録	26
第 29 条	交換関係帳票の保存	26
細則第29条	交換関係帳票の保存	26

第2節 交換手続

第 30 条	交換開始および終了時間	26
細則第30条	交換所の開扉	26
細則第31条	交換事務整理番号	26
第 31 条	持出手続	27
細則第32条	M I C R方式による金額印字	27
細則第33条	機械処理に適さない手形	28
細則第34条	持出手続	29
細則第35条	債券および同利札の持出、 および特定期間の配当金領収証の交換	29
第 32 条	交換手続	30
細則第36条	空席への手形配付等	30
第 33 条	持帰手続および持帰手形の点検	30
細則第37条	交換印の補正等	30
第 34 条	交換の終了	31
第 35 条	交換違算金の清算	31
細則第38条	交換不突合を生じた場合の措置 および交換違算金の清算方法	31

第3節 交換尻決済

第 36 条	決済方法	32
第 37 条	交換尻の振替請求	32
第 38 条	交換尻不足金の払込	32
第 39 条	交換尻不足金の不払	32
細則第38条の2	交換尻決済店の届出	33
細則第38条の3	資金担当連絡先の届出	33

第4節 手形の返還

第 40 条	不渡手形の返還	33
細則第39条	不渡事由の記載方法	33
細則第40条	不渡手形の返還の特例	34
細則第41条	店頭返還する不渡手形の返還場所	34

細則第42条	店頭返還する不渡手形の代り金	34
細則第43条	依頼返却手形の特例	34
第 41 条	混入手形の返還	35
細則第44条	混入手形の返還	35
細則第45条	混入の旨の記載方法	35
細則第46条	混入手形の代り金	36
細則第47条	受託銀行変更等による混入手形の取扱い	36
第 42 条	手形代り金不払時の措置	36

第5節 代理交換

第 43 条	代理交換委託金融機関と受託銀行間の資金決済	36
第 44 条	不渡手形の代り金の払込	36
第 45 条	代理交換委託金融機関の不足金の不払	36
細則第48条	受託銀行の立替金額	37
第 46 条	代理交換委託金融機関の準用規定	37
細則第49条	代理交換委託金融機関の準用規定	37
細則第50条	代理交換委託金融機関の交換印	38
細則第51条	代理交換委託金融機関の持出店名の表示	38

第6節 雑 則

第 47 条	緊急措置	39
細則第52条	緊急措置	39
第 48 条	事故処理	39
第 49 条	関連規定	39

第 4 章 取引停止処分

第 50 条	取引停止処分	40
細則第53条	取引停止処分の対象	40
第 51 条	不 渡 届	40
細則第54条	不 渡 届	41
細則第55条	不渡事由等	41
第 52 条	不渡報告	43
第 53 条	取引停止報告	43
第 53 条 ²	不渡情報の適正な管理	43
第 53 条 ³	不渡情報の共同利用	43
第 54 条	取引停止処分等にかかる緊急措置	43
第 55 条	異議申立	44

細則第56条	異議申立	44
細則第57条	異議申立の特例	44
細則第58条	不渡事故解消届の提出	45
細則第59条	支払義務確定届の提出	45
細則第60条	差押命令送達届の提出	45
細則第61条	持出銀行が存しない場合の不渡事故解消届等の提出	45
第 56 条	異議申立提供金の返還	45
細則第62条	異議申立提供金の返還	46
細則第63条	異議申立提供金の返還の特例	46
第 57 条	支払義務の確定後における取引停止処分等	46
細則第64条	支払義務の確定後における取引停止処分等	46
細則第65条	持出銀行が存しない場合の処分審査請求	47
第 57 条の2	保険事故発生時における異議申立提供金の返還	47
細則第65条の2	保険事故発生時における異議申立提供金の返還	47
第 58 条	不渡報告および取引停止処分の取消	48
細則第66条	不渡報告および取引停止処分の取消	48
第 59 条	偽造、変造等の場合の不渡報告 または取引停止処分の取消	48
細則第67条	偽造、変造等の場合の不渡報告 または取引停止処分の取消	48
第 60 条	取引停止処分等の解除	48
細則第68条	取引停止処分等の解除	49
第 61 条	不渡手形審査専門委員会	49
細則第69条	不渡手形審査専門委員会	49

第 5 章 手形交換一時停止時 ・ 脱退時緊急措置

第 1 節 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置の認定

第 62 条	手形交換一時停止時緊急措置の認定等	50
細則第70条	手形交換一時停止時緊急措置の認定等の通知	50
第 63 条	手形交換一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了	50
細則第71条	手形交換一時停止時緊急措置の認定に伴う 措置の終了の通知	50
第 64 条	手形交換脱退時緊急措置の認定等	51
細則第72条	手形交換脱退時緊急措置の認定等の通知	51

第2節 一時停止時・脱退時緊急措置時における手形交換の特例

第 65 条	一時停止時・脱退時緊急措置	51
細則第73条	一時停止時・脱退時緊急措置の不渡事由の記載方法	52
第 66 条	一時停止時緊急措置時における繰戻し手続き	52
第 67 条	一時停止時緊急措置時における不渡手形の返還	52
細則第74条	一時停止時緊急措置期間中の不渡手形の 代り金の利息金の支払等	53
第 68 条	一時停止時緊急措置時における混入手形の返還等	53
第 69 条	一時停止時緊急措置時等における 代理交換委託金融機関の手形交換	53

第3節 一時停止時・脱退時緊急措置時における取引停止処分の特例

第 70 条	一時停止時緊急措置時等における不渡届	53
第 71 条	一時停止時緊急措置時等における異議申立	53
第 72 条	一時停止時緊急措置時等における 異議申立提供金の返還等	54
第 73 条	一時停止時緊急措置時等における 支払義務確定後の取引停止処分等	54
細則第75条	一時停止時緊急措置時等における異議申立の特例	54

第6章 預金保険法に定める営業譲渡等 に係る措置

第 73 条	2承継金融機関	55
第 73 条	3譲渡金融機関の手形交換脱退時緊急措置の認定等	55
第 73 条	4交換手続等	55
細則第75条	2承継金融機関の届出等	55
細則第75条	3承継金融機関にかかる代理交換	56
細則第75条	4承継金融機関の経費分担金	56
細則第75条	5経費分担金の納付時期	56

第7章 罰 則

第 74 条	遅 刻	57
第 75 条	欠 席	57
第 76 条	不渡届関係	57
第 77 条	取引停止処分関係	57
第 77 条	2不渡情報の管理違反	57
第 78 条	手続違反	57
細則第76条	過怠金免除理由	58
細則第77条	取引停止処分者との取引の解約	58

第 8 章 雑 則

第 79 条	付属規定	59
第 80 条	規則改正	59
細則第78条	細則改正	59

付 則

第 1 条	実施期日	59
第 2 条	適用区分	59
細則第1条	実施期日	59
細則第2条	適用区分	59

備 考	(改正年月日および改正条項)	60
-----	----------------	----